

## 口座振替について

口座振替とは各税目の納期限月の振替日に金融機関口座から振替(引き落とし)により税金を納付する方法です。口座振替を設定しておけば、納付にお出かけいただく手間も省け、納付忘れや書類の紛失等も防ぐことができますので大変便利です。

### 1. 口座振替ができる税目

個人住民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税(普通徴収)

### 2. 振替日について

振替日は納期限日前の **25日** です。25日が取扱金融機関の休業日のときは、翌日以降の営業日が振替日となります。

### 3. 口座振替納税の申し込みができる金融機関

- \*土佐くろしお農業協同組合
- \*高知県農業協同組合
- \*四国銀行
- \*高知信用金庫
- \*ゆうちょ銀行

### 4. 申込手続きと開始時期

○口座振替を希望される口座の通帳やキャッシュカードなど口座番号のわかるものと通帳届出印鑑(届出印)、納税通知書をご用意ください。

○町内に店舗がある上記金融機関で備え付けの『津野町税等口座振替依頼書』より手続きが行えます。

※上記金融機関の町外店舗には『申込書』を備え付けておりません。町民課税務係へご連絡いただければ、申込書をお送りします。

○原則、**申込み月の翌月分から口座振替が可能**となります。

## 5. 振替不能となった場合

口座振替日に残額不足などの理由により振替ができなかった場合は納付書を送付しますので納付書にて納付してください。なお、再振替はできませんので、口座の残高には十分ご注意ください。

## 6. 領収済通知書について

○領収証書は発行されませんので、通帳に記帳をしていただき納入の確認をお願いします。

○軽自動車税の口座振替をしている方につきましては、6月初旬に『軽自動車税納税証明書』をお送りします。

## 7. 注意事項

○納税通知書は、口座名義人ではなく納税義務者に送付されます。納税義務者ご本人以外の口座を振替口座としている方は特にご注意ください。

○各税とも所得の減少、資産の売却、車両の廃車及び国民健康保険の資格の有無などによって一時的に課税がなくなった場合でも口座振替の解約をしなければ、口座振替の登録が継続されます。再度課税された場合は以前にご指定されている口座から再び引き落としされますのでご注意ください。

○ご都合により口座振替を中止したい場合は、役場町民課にお問い合わせください。

### (固定資産税)

口座振替申込は納税義務者ごとに必要となります。共有名義・未相続分・納税管理人などは納税義務者名を十分にお確かめのうえ、申込みしてください。

### (軽自動車税)

納税義務者が所有しているすべての車両が口座振替の対象となります。

### (国民健康保険税)

国民健康保険税は世帯主に課税となりますので、申込みの際には必ず、**納税義務者欄は世帯主名**で申込みください。また、世帯主に変更があった場合は再度申込が必要となります。